

新制度移行園の私立幼稚園等に通園している園児の保護者様

令和5年度
私立幼稚園等入園金補助金・私立幼稚園等園児保護者補助金のお知らせ(簡易版)

1 提出書類

- (1) : 令和5年度日野市保護者補助金・入園金補助金申請書 → 全員必ず提出
 - (2) : 税情報の確認が必要な場合の提出書類
 - (3) : 生活保護世帯、ひとり親、在宅障害者がいる場合の提出書類
 - (4) : 補助金対象の園児の兄・姉が(※1)に該当する施設に入所、又は利用している場合の提出書類
- } 該当者のみ
(裏面を確認)

(※1) 特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援

2 提出先・提出期限

幼稚園名	提出先	提出期限
日野市内私立幼稚園 長沼幼稚園	在籍幼稚園	在籍幼稚園が指定する 提出期限
上記以外の私立幼稚園 私立幼稚園類似施設	日野市役所 保育課(郵送可) 〒191-8686 日野市神明1-12-1 日野市子ども部保育課	7月13日(木)まで

3 交付時期

- ・前期分(4月～9月分) : 令和5年10月末から11月上旬
- ・後期分(10月分～3月分) : 令和6年4月末～5月中旬

※交付時期は予定ですので、事務の都合により前後する場合があります。

4 注意事項

<p>・消せるペンの使用は不可 ※ボールペン等の消えないペンを使用してください。</p>
<p>・修正液、修正テープでの訂正は不可 ※二本線と押印で訂正してください。</p>
<p>・押印はすべて同じ印鑑を使用(シャチハタ印は不可) ※捨印、訂正印も含むすべての押印は同じ印鑑を使用してください。</p>
<p>・補助金の申請は、年度末をもって締切 ※補助金申請書のみ提出があっても、税情報の確認が出来ない場合は補助金の交付は出来ません。</p>
<p>・申請内容に変更があった場合は申請内容変更届が必要 ※書類提出後に幼稚園の退園や家族構成等に変更があった場合は保育課にご連絡ください。</p>
<p>・問い合わせ先 〒191-8686 日野市神明1-12-1 日野市子ども部保育課 TEL:042-514-8637(直通)</p>
<p>・入園金補助金、保護者補助金の詳細は日野市 HP をご確認ください。 ※日野市 HP : トップページ → 子育て・教育 → 保育園・幼稚園 → 私立幼稚園</p>

5 必要書類(該当者のみ)

(2) : 税情報の確認が必要な場合の提出書類

・令和4年1月1日、令和5年1月1日に 日野市外にお住まいの方は、税情報が分かる書類が必要になります。

・国内の場合

令和4年1月1日に市外在住	→	令和4年度課税(非課税)証明書
令和5年1月1日に市外在住	→	令和5年度課税(非課税)証明書
※課税(非課税)証明書は <u>当時お住まいの区市町村</u> での発行となります。(日野市役所ではありません)		
※上記の両方に該当する方は令和4年度、5年度課税(非課税)証明書2枚必要になります。		

・国外の場合

令和4年1月1日に国外在住	→	令和3年の給与証明書又は所得申立書
令和5年1月1日に国外在住	→	令和4年の給与証明書又は所得申立書
※勤務先より給与証明書を発行できる場合は、 <u>給与証明書</u> を提出。 勤務先より給与証明書が発行できない、又は自営業等の場合は、 <u>所得申立書</u> を提出。		
※給与証明書又は所得申立書はどちらも <u>日野市様式</u> をご提出ください。		
※給与証明書、所得申立書は、日野市 HP よりダウンロードしてください。		
※上記の両方に該当する方は令和3年、4年の給与証明書又は所得申立書2枚必要になります。		

(3) : 生活保護世帯、ひとり親、在宅障害者がいる場合の提出書類

該当世帯	必要書類
生活保護世帯	・生活保護受給証明書の写し
ひとり親世帯 (いずれかひとつの写し)	・ひとり親家庭等医療証 ・児童扶養手当受給者証 ・児童育成手当受給証明 ・戸籍謄本 ・離婚届受理証明書
在宅障害者がいる世帯 (いずれかひとつの写し)	・身体障害者手帳 ・療育手帳(愛の手帳) ・精神障害者保健福祉手帳 ・特別児童扶養手当受給者証 ・障害基礎年金の年金証書

(4) : 補助金対象の園児の兄・姉が、以下の施設に入所、又は利用している場合の提出書類

該当施設	必要書類
・特別支援学校幼稚部 ・児童心理治療施設通所部 ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援	各都道府県、市町村、児童相談所から交付される受給者証の①表紙と②施設名及び園児名の記載がある頁の写し

6 補助額

(1)入園金補助金

保護者に対して、園児1人につき1回に限り10,000円(上限)

※私立幼稚園等に入園料を納入した新規入園児、他区市町村から同種の補助金を受給していない方に限ります。

(2)保護者補助金

(月額・上限額)

階層区分		第1子		第2子		第3子以降	
		都補助	市補助	都補助	市補助	都補助	市補助
1	生活保護世帯 区分2のうちひとり親世帯等	6,200円	4,800円	6,200円	4800円	6,200円	4800円
		合計額:11,000円		合計額:11,000円		合計額:11,000円	
2	市民税が非課税の世帯 市民税所得割額が0円の世帯 区分3のうちひとり親世帯等	3,200円	4,800円	6,200円	4,800円	6,200円	4,800円
		合計額:8,000円		合計額:11,000円		合計額:11,000円	
3	市民税所得割額が 77,100円以下の世帯	1,800円	4,800円	1,800円	4,800円	6,200円	4,800円
		合計額:6,600円		合計額:6,600円		合計額:11,000円	
4	市民税所得割額が 211,200円以下の世帯	1,800円	4,800円	1,800円	4,800円	5,600円	4800円
		合計額:6,600円		合計額:6,600円		合計額:10,400円	
5	市民税所得割額が 256,300円以下の世帯	1,800円	4,800円	1,800円	4,800円	5,000円	4800円
		合計額:6,600円		合計額:6,600円		合計額:9,800円	
6	上記区分以外の世帯	1,800円	3000円	1,800円	3000円	1,800円	3000円
		合計額:4,800円		合計額:4,800円		合計額:4,800円	

(備考)

- ・都補助＝東京都の保護者補助金、市補助＝日野市の保護者補助金 の金額となります。
- ・補助の対象となる特定負担額は、園則で定められたものであり、保護者が毎年度徴収されるものに限ります。在園期間中の経費を入園時に一括徴収する場合は補助対象外です。PTA会費・同窓会費、実費徴収経費(例えば、制服代、給食代、園バス代など)や、一部の園児を対象とする経費等も含みません。なお、預かり保育利用料は、本補助金の対象ではありません。
- ・認定こども園で教育・保育給付2号認定を受けて在園している場合には、保護者補助金は対象外となります。
- ・以下の①～④いずれかに該当する場合は、兄・姉を第1子とし、幼稚園に在園している園児を第2子以降とする多子軽減措置があります。
 - ①同時期に幼稚園に園児を2人以上通園させた場合
 - ②園児の兄姉が認可保育所、東京都認証保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所、又は児童発達支援、医療型児童発達支援、特例保育、家庭的保育事業等を利用する場合
 - ③世帯内に小学校1～3年生の兄・姉がいる場合(④を除く)

例) 市民税所得割額：100,000円、世帯構成：父母 小学校4年生 小学校2年生 在園児
この場合は、第2子の補助金額で決定します(小学校4年生以上は多子軽減措置の対象外)
 - ④市民税所得割額が77,100円以下の世帯で兄・姉がいる場合

例) 市民税所得割額：50,000円、世帯構成：父母 小学校4年生 小学校2年生 在園児
この場合は、第3子以降の補助金額で決定します(小学校4年生以上でも多子軽減措置の対象)
- ・ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯、在宅障害者がいる世帯(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている世帯、特別児童扶養手当の支給を受けている世帯、障害基礎年金を受けている世帯)をいいます。
- ・日野市の補助金よりも東京都分の補助金が優先となります。